

歯科診療所開設の手引き

《個人開設》

港区みなど保健所 生活衛生課 医務・薬事係

〒108-8315 港区三田1-4-10 5階

TEL 03-6400-0044

(R4. 2)

歯科診療所の開設(個人)について <この手引きは、歯科診療のみを行う場合の案内です。>

【開設手続きの流れ】

A 事前相談

着工前の相談をお願いします。

- ・設計段階での構造設備の指導(平面図等)
- ・施設名称の指導

*保健医療機関の社会保険指定申請をする場合は関東信越厚生局東京事務所(TEL: 03-6692-5119)にも相談してください。

B 開設

開設前には受理できません！

C 開設届の提出 (開設後 10 日以内)

- ・開設届に係る書類一式

D 実地検査

- ・開設届の副本の交付

厚生局等への手続きには副本が必要になります。厚生局への提出期限を確認いただき、それまでに実地検査を終えるように日程を組んでください。

A 事前相談

- ① 着工前に、事前相談をお願いします。その際に開設届等の必要書類をご案内します。歯科医師、医療関係者等、診療内容について具体的に分かる方がお越しください。
- ② 平面図での注意事項
 - ・ 具体的な内容が明示されているもの(予定図面等)をお持ちください。
(部屋の用途(診察室、処置室等)、パーテーション、治療いす、放射線関連設備、給排水設備等)
 - ・ 診察室内に給排水設備があることが望ましいです。
 - ・ 診察室と待合室を明確に区画してください。歯科技工室を設ける場合は、防じん設備その他必要な設備を設けてください。
 - ・ 雑居ビル等で2フロア以上を利用する場合、衛生面、保安面等で医療の安全が十分に確保できるか確認しますので事前にご相談ください。ただし、患者が使用することのない施設(事務室、保管庫等)については、この限りではありません。
- ③ 施設名称については「医療広告ガイドラインに関する Q&A」に「医療機関の名称も広告と扱われる」とあるため、関係法令等に沿ったものとしてください。
- ④ 診療科目については、医療法、医療法施行令、医療法施行規則を確認してください。

B 開設

開設日が診察開始日でなくとも構いません。ただし、開設日には診察が出来る状態としてください。

C 開設届の届出(開設後10日以内)

- ☆ 開設届は、開設後10日以内に届け出してください。また、開設日前には受理できません。
- ☆ 書類は添付書類を含めて全て **2部ずつ**用意してください。届出内容と相違がなければ、実地検査終了時に副本をお返しします。
- ☆届出受理時に実地検査の日程を調整しますので、検査に立会う方又は都合が分かる方がお越しください。検査には管理者の立会いをお願いしています。また、届出にお越しになる際は、地区担当者に電話等で予約を取ってください。(検査等で不在の時があります。)

D 実地検査(9ページを参照して下さい)

管理者の立会いをお願いします。

実地検査で届出内容と相違がなければ、検査終了後、副本をお返しします。

【開設届(第9号様式)】

※様式は港区ホームページ(暮らし・手続き>営業許可・免許等申請>医療関係施設)

からダウンロードできます。

- 1 名称…施設名称については「医療広告ガイドラインに関する Q&A」に「医療機関の名称も広告と扱われる」とあるため、関係法令等に沿ったものとしてください。
- 2 所在地、電話番号…ビル内診療所の場合、ビル名、フロア数まで記入してください。
- 3 診療科名…標榜できる診療科目名は、医療法第6条の6、医療法施行令第3条の2、医療法施行規則第1条の9の2の2~5で定められています。
〈歯科医業〉歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
- 4 開設者…現に病院又は歯科診療所を開設し、管理し、又は勤務している場合はその内容を記入してください。
- 5 開設年月日…開設した年月日を記入します。なお、開設届は、開設後10日以内に届け出してください。
- 6 管理者…個人開設の場合、原則として開設者と同じ歯科医師が管理者となります。
ただし、やむをえない事情の時は、「他の者管理」の許可をする時があります。また、すでに別の病院又は診療所で管理者就任している医師(歯科医師)は、医療法第12条第2項の規定に基づく許可を受けた場合を除き、管理者になることができません。
歯科医師免許申請年月日が**平成18年4月1日以降**の場合は、臨床研修修了登録証が必要になります。
- 7 診療日時
- 8 診療に従事する歯科医師の氏名、担当診療科名及び診療日時等…管理者を含め、勤務するすべての歯科医師、医師について記入してください。
- 9 医療従事者(薬剤師)の氏名等…薬剤師については、この欄にお書きください。
- 10 従業者定員…届出書に記載のない資格者等は空欄に記入してください。
- 11 敷地の面積…建物の敷地の面積を記入してください。ビル内の診療所の場合、記入は不要です。
- 12 交通機関及び敷地周囲の見取図
- 13 建物の構造概要及び平面図…構造概要、延面積は建物の登記事項証明書を確認して記入してください。住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合の面積の欄はクリニックの面積を記入してください。
- 14 歯科治療室…複数ある時は、第一治療室、第二治療室…等、で分けて下さい。
- 15 歯科技工室…歯科技工室を設置する場合は記入してください。
- 16 エックス線装置及び診療室…エックス線装置を設置する場合は記入してください。
- 17 その他の施設…用紙に適当な名称がない場合は、空欄に記入してください。
- 18 建築確認

19 添付書類(こちらの書類も全て**2部ずつ**用意してください。)

(1)、(2)開設者(管理者)の歯科医師の免許証の写し、臨床研修等修了登録証の写し及び職歴書

*届出時に原本照合をするため、写しを添付するとともに**歯科医師の免許証の本証及び臨床研修修了登録証の本証**もお持ちください。保健所で原本と照合します。

*職歴書は、書式自由(パソコン等で作成した書式でも可)です。職歴は入職と退職が分かるように記載し、最後は「〇〇診療所を開設、管理者に就任」のように、今回開設した診療所の管理者になつた旨を記入してください。また、1部の職歴書については、写真(3cm×4cm程度)を貼付してください。

(3)診療に従事する歯科医師の免許証の写し及び臨床研修等修了登録証の写し

*届出時に原本照合をする場合、写しを添付するとともに**歯科医師の免許証の本証及び臨床研修修了登録証の本証**もお持ちください。ただし、勤務する歯科医師については、保健所による原本照合に代え、管理者による原本照合とすることができます。

(照合例：令和〇年〇月〇日 原本照合 管理者△△ △△㊞)

(4)土地及び建物の登記事項証明書(登記簿謄本)

1部は、法務局にて取得した原本とし、もう1部はその写しで構いません。

*土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付してください。必ず、**開設者と登記事項証明書(登記簿謄本)の所有者との関係**が明らかになる書類一式を用意してください。(例えば、建物が転貸されている場合は、転貸借契約書の写しも必要となり、転貸の承諾書が必要になる場合もあります。詳細は個別にご相談ください。)

*土地の登記事項証明書(登記簿謄本)は、建物の登記事項証明書(登記簿謄本)に記載されている「所在」全てのものを用意して下さい。なお、ビルの一部を賃借し使用する場合は、土地の登記事項証明書(登記簿謄本)を省くことができます。

(5)敷地の平面図

一軒家の場合は敷地全体の平面図。

ビル内診療所の場合、歯科診療所のあるフロアの全体図を提出してください。

(6)敷地周囲の見取図…必要ありません。

(7)建物の平面図…診療所全体の平面図(詳細図)を提出してください。部屋の用途等がわかるよう記入してください。

(8)エックス線診療室放射線防護図…平面図及び立面図を提出してください。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入してください。(エックス線装置を設置する際は、開設届とは別にエックス線備付届の提出が必要です。)

(9)案内図…歯科診療所の位置がわかる案内図を用意してください。手書きのもの、地図の写し等
わかりやすいものを提出してください。

*現に管理者が他の病院又は診療所に勤務している場合は、他の病院又は診療所の管理者の承諾
書を添付してください。

*歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者であるときは、再
教育研修修了登録証の写しを添付するとともに、原本照合しますので本証をお持ちください。

その他の諸届出

【診療所又は助産所開設許可(届出)事項一部変更届(第11号様式)】

[変更後10日以内届出。正副2部必要。]

保健所に届け出ている内容に変更があった場合は、一部変更の届出が必要です。届出が必要な事項及び必要な添付書類は次のとおりです。

変更事項	添付書類
・歯科診療所の名称	なし ※施設名称については「医療広告ガイドラインに関するQ&A」に「医療機関の名称も広告と扱われる」とあるため、関係法令等に沿ったものとしてください。
・開設者・管理者の氏名・住所	・開設者・管理者氏名の変更の場合→戸籍謄本(抄本)※確認後返却します。 ・開設者・管理者住所の変更の場合→添付書類は必要ありません。
・住居表示	なし
・診療科名	なし ※標榜できる診療科目名は、医療法第6条の6、医療法施行令第3条の2、医療法施行規則第1条の9の2の2~5で定められています。〈歯科医業〉歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科 ※診療科名の増減により、診察室の変更がある場合、構造設備の変更手続きが合わせて必要になります。
・診療日時	なし
・診療に従事する歯科医師 ・勤務する薬剤師	免許証、臨床研修修了登録証の写し2部(原本提示もしてください) ※非常勤の歯科医師についても届出が必要です。 ※診療に従事する歯科医師、勤務する薬剤師については、保健所による原本照合に代え、管理者による原本照合とすることができます。
・敷地面積の変更	敷地の平面図(新・旧 各々2部)
・構造設備の変更 ・部屋用途の変更	建物の平面図(新・旧 各々2部) ※構造設備の変更では賃貸借契約書の写し等の提出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。 ※雑居ビル等で2フロア以上を利用する場合、衛生面、保安面等で医療の安全が十分に確保できるか確認しますので、事前にご相談ください。

(注)開設者自体の変更(個人から法人、法人から個人、個人から個人等)した場合、診療所所在地が移転した場合は、変更の手続きではなく、既存診療所の廃止及び新たな診療所の開設手続きが必要になります。

【診療所(助産所)休(廃)止届(第14号様式)】

〔休止、廃止後10日以内届出。正副2部必要。〕

歯科診療所の業務を休止した場合又は廃止した場合は、休止、廃止届出が必要です。

休止後に再開する場合は再開届の届出が必要です。

(1)休止及び廃止の場合は、添付書類は必要ありません。

(2)休止期間は原則一年以内になります。一年を超える場合は個別にご相談ください。

(3)エックス線装置を備え付けている場合は、診療用エックス線装置廃止届を2部届出して下さい。

【診療所(助産所)再開届(第15号様式)】

※様式は港区ホームページ(暮らし・手続き>営業許可・免許等申請>医療関係施設)

からダウンロードできます。

〔再開後10日以内届出。正副2部必要。〕

歯科診療所の業務を再開した場合は、再開届が必要です。

また、保険指定等各種認定、指定を受けている場合には、認定機関への届出が必要となる場合があります。

【実地検査の主な検査内容】

☆ 歯科診療所の構造設備が届出どおりか確認するとともに、以下についても検査します。

1 院内掲示 歯科診療所の管理者の掲示義務(医療法第14条の2、医療法施行規則第9条の3)

次に掲げる事項を診療所の入り口、受付又は待合所の付近の見やすい場所に掲示しているか。

- A. 管理者の氏名
- B. 診療に従事する歯科医師の氏名
- C. 歯科医師の診療日及び診療時間

2 部屋の用途表示 「歯科治療室」、「歯科技工室」等のプレートを掲示しているか。

3 構造 歯科診療所は他の施設と機能的かつ物理的に区画されているか。

歯科治療室、歯科技工室、待合室、廊下等が明確に区画されているか。

4 エックス線装置及びエックス線診察室(医療法施行規則第30条の4等)

エックス線診察室の放射線防護、操作場所、必要な表示、器具類等があるか。

5 感染性廃棄物の処理

感染性廃棄物について、運搬業者及び処理業者等と感染性廃棄物処理契約がされているか。

(契約書をご用意ください。)

(参考:一般社団法人東京都産業資源循環協会 03-5283-5455)

6 消火設備 (医療法第20条、医療法施行規則第16条)

消火設備としてスプリンクラーが設置されていない場合は、消火器が用意されているか。

7 医薬品の保管場所

毒薬や麻薬の取扱いがある場合は、毒薬用のかぎのかかる保管場所、麻薬専用の金庫が用意されているか。

8 安全管理の体制の確保(医療法第6条の12、医療法施行規則第1条の11)

次に掲げる指針等の策定、措置を講じているか。

- ・医療に係る安全管理のための指針の整備(従事者の研修、事故報告等改善に関すること)
- ・院内感染対策のための指針の策定
- ・医薬品の安全使用のための責任者の配置及び業務に関する手順書の作成
- ・医療機器の安全使用のための責任者の配置、保守点検に関する計画の策定
- ・診療用放射線の安全管理のための責任者の配置、指針の策定

9 広告 医療広告関係法令を遵守しているか

歯科診療所開設届(個人開設) 記載例

第9号様式（第6条関係）

(第1片)

(表)

令和〇年〇月〇日

(宛先) みなと保健所長

開設者

住 所 東京都港区芝公園〇丁目〇番〇号
氏 名 港 太郎
電 話 番 号 03(3578)XXXX
ファクシミリ番号 03(3578)XXXX

歯科診療所開設届

歯科診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	みなと〇〇歯科診療所	
2 所 在 地	東京都港区三田〇丁目〇番〇号 □□ビル3階△号 電話番号 03 (6400) XXXX ファクシミリ番号 03 (6400) XXXX	
3 診 療 科 目	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	
4 開 設 者	該当する場合は記入してください。	
現に病院又は診療所を開設し、管理し、又は勤務している場合	名 称 所在地	△△歯科診療所 東京都港区芝公園〇丁目〇番〇号 △△ビル1階
本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合	名 称 所在地	
5 開 設 年 月 日	令和〇年〇月〇日	
6 管 理 者		
現 住 所	東京都港区芝公園〇丁目〇番〇号	
氏 名	港 太郎	
臨 床 研 修 等 修 了 登 錄 年 月 日	平成◇◇年 ◇月 ◇日	
免 許 証 番 号 及 び 登 錄 年 月 日	第 XXXXXX 号 平成△△年 ○○月 □□日	
7 診 療 日 時	月～金曜日 午前8時30分～午後0時 午後2時～午後5時（休日：土日祝）	

歯科医師免許申請を平成18年3月31日以前にした場合は記入不要です。

(裏)

8 診療に従事する歯科医師（医師）の氏名、担当診療科名、診療日時等

氏 名	担当診療科 名	診 療 日 時	臨床研修等修了登録年月日	免許証番号及び登録年 月 日
港 太郎	3のとおり	7のとおり	平成◇◇年 ◇月◇日	第 XXXXXX 号 平成△△年 ○○月 □□日
港 次郎	歯科	金曜日 午前8時30分～午後0時		第 000000 号 平成□□年 △△月 ○○日

9 医療従事者（薬剤師）の氏名等

薬剤師がいる場合は記入してください。

氏 名	免 許 証 番 号	登 錄 年 月 日
港 三郎	第 XXXXXX 号	平成☆☆年☆月☆日

10 従業者定員

歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	事務員			計
2名	1名		1名			4名

11 敷地の面積

m²(平面図は、別添のとおり)

12 交通機関及び敷地周囲の見取図

交 通 機 関	都営大江戸線 赤羽橋駅下車 赤羽橋口徒歩 5分			
	駅	口からバス(行)	下車徒歩	分
敷 地 の 条 件	用途地域	近隣商業地域	防火地域	準防火地域
見 取 図	別添のとおり			

(第2片)

13 建物の構造概要及び平面図				
建物別名称	構造概要		建築面積	延面積
○○ビル	鉄筋コンクリート造 8階建て		○○.○m ²	○○○.○m ²
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合				
住宅と併設の場合	造階建てのうち 階 m ² 使用			
ビルディングの一部を使用する場合	鉄筋コンクリート造8階建てのうち1階 号○○.○m ²			
平面図	別添のとおり			
14 歯科治療室				
室面積	治療椅子	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
○○.○m ²	4台			
15 歯科技工室 歯科技工所を設置する場合は記入してください。				
室面積	防じん設備	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
○○.○m ²	バキューム・換気扇	消火器		
16 エックス線装置及び診療室				
開予ク 設定ス 時の線 設工裝 置ツ置	固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式	
	固定	デンタル(歯科用)	○○製作所 ○○-○○○	
	固定	パノラマ(一般用)	○○製作所 ○○-○○○	
エックス線診療室	室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室
	○.○m ²	鉛入りボード○mm		面積
			○.○m ²	m ²
17 その他の施設				
待合室	○.○m ²	○○室	○○.○m ²	
事務室	m ²			
消毒施設	m ²			
18 建築確認 年月日 第号				
19 添付書類				

- (1) 開設者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書
 - (2) 管理者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書
(管理者が開設者でない場合に限る。)
 - (3) 診療に従事する歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し
 - (4) 土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物を貸借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。）
 - (5) 敷地の平面図
 - (6) 敷地周囲の見取図
 - (7) 建物の平面図(縮尺 100 分の 1 以上のもの)
 - (8) エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図。縮尺 50 分の 1 又は 25 分の 1 のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。）
 - (9) 案内図
- (注1) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって、同日以後に医師免許を受けたものは、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。
- (注2) 平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって、同日以後に歯科医師免許を受けたものは、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。